

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営方針として掲げている「健全なる積極進取」の精神に基づき、経営の透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定により、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図っていくためには、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築が経営の重要な課題であると認識し、以下のとおり、コーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組むこととしております。

- (1) 当社は、株主の権利の実質的な確保、及び株主が権利を適切に行使することができる環境の整備、並びに株主の実質的な平等性の確保に取り組む。
- (2) 当社は、主要なステークホルダーであるお客様、地域社会、株主及び従業員と適切に協働する。
- (3) 当社は、経営に関する重要な情報について、主要なステークホルダーに対し、適切に開示する。
- (4) 当社は、取締役会などの各設置機関による業務執行の監督・監査機能の実効性確保に取り組む。
- (5) 当社は、株主との間で長期的な関係を構築するため、建設的な対話を促す体制を整備する。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】

招集通知の英訳につきましては、現在、社内にて来年度からの対応に向けた準備を進めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

(政策保有に関する方針)

- ・政策投資株式については、当社グループ及び政策投資先双方の中長期的な企業価値の向上に資するか否かといった観点などから総合的に保有の是非を判断し、保有の合理性が認められる場合を除いて保有しない。
- ・保有する政策投資株式及び政策投資先との取引のリスクとリターンを定期的に検証し、当該政策投資先との取引関係なども含めた総合的な見地から政策保有の是非を判断する。

(議決権行使基準)

- ・政策投資株式の議決権行使にあたっては、投資先ならびに当社グループの中長期的な企業価値の向上、および株主として不利益を被る可能性などの観点から、各議案の賛否を判断する。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社では、会社及び株主共同の利益を害することのないよう、取締役の自己取引については、取締役会の承認が必要である旨を「取締役会規則」にて定めております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

- (1) 当社ホームページにてグループビジョンやグループ戦略を記載しておりますので、ご参照ください。

[グループビジョン]<http://www.ymfg.co.jp/about/vision.html>

[グループ戦略]<http://www.ymfg.co.jp/about/strategy.html>

- (2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書「1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

- (3) 当社が平成27年6月26日に提出した有価証券報告書58頁「役員の報酬等の額の決定に関する方針」をご参照ください。

- (4) 取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすため、取締役会全体として求められる知識・経験・能力のバランス、及び多様性を確保するとともに、意思決定の迅速性の観点から、取締役会の機能が最も効果的・効率的に発揮できる適切な員数を維持することとしております。

・この基本的な考え方に基づき、取締役会は当社の事業に精通し、優れた能力と豊富な経験を有する者を社内取締役候補者として指名するほか、取締役会の独立性・客観性を担保するため、多様な知見やバックグラウンドをもつ候補者を社外取締役候補者として指名するとともに、取締役会の員数を原則10名以内とすることとしております。また、今後は定期的に取締役会全体の実効性について分析・評価を実施し、その結果の概要を開示することと致しました。

・取締役会候補者の指名については、社外取締役を含む任意の諮問機関である指名委員会を設置し、当該委員会での審議を経て取締役会にて決定することとしており、その妥当性及び決定プロセスの透明性・公正性を確保しております。

- (5) 〈取締役〉

福田 浩一

当社社長および山口銀行頭取として銀行を含む当社グループの経営全般を統括していることから、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要な知識・経験と十分な社会的信用を有しており、引き続き当社取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断したため。

野坂 文雄

当社専務取締役およびもみじ銀行頭取として銀行の業務全般を統括していることから、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要な知識・経験と十分な社会的信用を有しており、当社取締役としての職務を適切に遂行できると判断したため。

加藤 敏雄

当社専務取締役および北九州銀行頭取として銀行の経営全般を統括していることから、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要な知識・経験と十分な社会的信用を有しており、当社取締役としての職務を適切に遂行できると判断したため。

梅本 裕英

山口銀行常務取締役および当社取締役としてこれまで総合企画部、コンプライアンス統括部、リスク統括部、IT企画部等の統括を歴任していることから、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要な知識・経験と十分な社会的信用を有しており、引き続き当社取締役としての職務を適切に遂行できると判断したため。

吉村 猛

山口銀行常務取締役および当社取締役としてこれまで東京本部、市場営業部、徳山地区等の統括を歴任していることから、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要な知識・経験と十分な社会的信用を有しており、引き続き当社取締役としての職務を適切に遂行できると判断したため。

田村 浩章(社外)

当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。今後も同氏の経営に関する豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけると判断したため。

〈取締役(監査等委員)〉

広実 光弘

これまで当社および山口銀行の監査役を6年間務め、取締役の職務の執行を適正に監査してきたことから、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要な知識・経験と十分な社会的信用を有しており、監査等委員としての職務を適切に遂行できると判断したため。

佃 和夫(社外)

すでに2年間当社の社外監査役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。今後も同氏の経営に関する幅広い見識と豊富な経験をもとに、引き続き当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけると判断したため。

国政 道明(社外)

過去に会社経営に直接関与したことはありませんが、1年間当社の社外監査役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。今後も同氏の弁護士としての専門的な見識に基づいた助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけると判断したため。

【補充原則4-1-1】

・取締役会から取締役への権限委任項目については、「取締役会規則」や「決裁権限基準」等を定め、その範囲を明確に定めております。
・なお、当社は平成27年6月より監査等委員会設置会社へ移行しておりますが、監査等委員会設置会社では、取締役会から取締役への権限委任範囲が拡大されております。社内における迅速・果断な意思決定の観点より、今後、取締役会での決議事項見直しについて検討を行っていく予定としております。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

・現状、独立社外取締役3名(うち、監査等委員である取締役2名)であり、取締役全体に占める割合は3分の1以上となっております(9名中3名)。
・当社は公共的役割を担う金融グループとして、取締役会が実効性の高い監督機能を発揮することが取締役会の最重要課題の一つであると考えております。そのためには、独立社外取締役の機能の重要性を踏まえ、取締役の3分の1以上を独立社外取締役にて構成することが適当であると考えており、今後も継続して3分の1以上の独立社外取締役の選任に努める方針としております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

・当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員として指定しております。
・当社が定める独立性判断基準は以下のとおりです。

＜独立性判断基準＞

当社における社外取締役は、原則として、現在または最近において以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

(1)当社及びその子会社を主要な取引先とする者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
(2)当社及びその子会社の主要な取引先、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
(3)当社及びその子会社から役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう)

(4)当社の主要株主、またはその者が法人等である場合には業務執行者

(5)次に掲げる者(重要でない者は除く)の近親者

A. 上記(1)～(4)に該当する者

B. 当社及びその子会社の取締役、監査役、及び重要な使用人等

(※1)「多額」の定義: 過去3年間平均で年間1,000万円以上

(※2)「最近」の定義: 実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等も含む

(※3)「重要」の定義: 重要な者としては、業務執行者については役員・部長クラスの者、会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士を指す
(※4)「近親者」の定義: 二親等内の親族

【補充原則4-11-1】
上記「原則3-1-4に基づく開示」をご参照ください。

【補充原則4-11-2】
取締役(監査等委員である取締役を含む)の兼任状況については、株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。

【補充原則4-11-3】
当社は、平成26年度の取締役会の実効性に関して、主に「取締役会等の構成」、「取締役会の役割・責務」および「取締役会の審議状況・運営方法」等について各取締役の自己評価に基づくヒアリングを実施し、ヒアリング内容についての意見集約および情報共有を図ったうえで、評価・分析を実施いたしました。
その結果、当社は取締役会全体の機能について現状、十分な実効性が確保されていることを確認いたしました。
また、この分析・評価の過程において、取締役会資料の更なる早期発送や専門用語、略語についての補足説明、事前説明時間の確保等、特に社外役員に対する支援体制の拡充という点において、今後より一層の取締役会機能の充実を図る余地があるとの認識を持っており、来年度以降も取締役会の実効性に関する評価・分析を継続して実施し、本報告書にて開示を行いながら、取締役会機能の更なる充実につなげてまいります。

【補充原則4-14-2】
当社は、取締役(監査等委員である取締役を含む)がその役割・責務を適切に果たしていくうえで必要な知識・情報を取得、及び更新することができるよう、必要に応じて費用を支援し、就任時に加え、就任後も継続的に、必要な機会を提供することとしております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】
(1)株主の皆様との対話
株主の皆様との対話にあたっては、社長やIR担当役員、経営企画担当役員を中心として、合理的な範囲で前向きに対応しております。
(2)社内部署の有機的な連携のための方策
建設的な対話を促進するため、社内にIR担当部署を設置しております。IR担当部署は経営企画部門、営業部門などの各部門と有機的に連携し、適切な情報開示を行える体制としております。
(3)個別面談以外の対話の手段の充実に関する取組み
年2回の定期的な機関投資家向け説明会(東京にて開催)のほか、海外機関投資家向けIR活動や個人投資家向け説明会などの活動を実施・検討しております。
(4)株主の意見・懸念のフィードバックのための方策
株主の皆様との対話の中で把握した意見等につきましては、適宜経営陣へフィードバックしております。
(5)インサイダー情報の管理に関する方策
株主の皆様との対話の中では、重要な会社情報を適切に管理し、インサイダー取引の未然防止を図るため、「情報管理対策基準」等の社内基準を定め、周知徹底を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7,896,000	2.98
株式会社山田事務所	7,512,000	2.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	7,092,000	2.68
明治安田生命保険相互会社	5,747,876	2.17
株式会社トクヤマ	5,165,666	1.95
日本生命保険相互会社	4,500,172	1.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,273,000	1.61
山口フィナンシャルグループ従業員持株会	4,054,319	1.53
住友生命保険相互会社	4,041,000	1.52
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(宇部興産株式会社退職給付信託口)	4,000,000	1.51

支配株主(親会社を除く)の有無	_____
親会社の有無	なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田村 浩章	他の会社の出身者				○				○			
国政 道明	弁護士								○			
佃 和夫	他の会社の出身者				○				○			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

田村 浩章		○	宇部興産株式会社相談役 同氏と当社グループ銀行(山口銀行、もみじ銀行、北九州銀行。以下当社グループ銀行という)との間に重要な取引関係はありません。また、同氏が取締役であった宇部興産株式会社及び同氏が社外取締役を兼職する中国電力株式会社と当社グループ銀行との間には、預貸金取引等営業取引関係がありますが、当社グループ銀行の預金や貸出金等に占める取引の規模や性質に照らして、独立性に懸念はないと考えられることから、概要の記載を省略しております。	同氏は長年会社経営に携わっており、幅広い経験と高い見識を有していること、業務を執行する取締役との独立性を確保しており一般株主との利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員に指定しております。
国政 道明	○	○	弁護士 同氏並びに同氏が所長を兼職する法律事務所と当社グループとの間に重要な取引関係はありません。	同氏は法律面で卓越した見識を有しており、その専門性を活かした監査意見等の表明を期待しております。また、当社グループ企業との間に特別な利害関係はなく、業務執行における独立性を確保していることから、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立役員に指定しております。
佃 和夫	○	○	三菱重工業株式会社相談役 同氏並びに同氏が社外取締役を兼職する株式会社三菱総合研究所、京阪電気鉄道株式会社及びファナック株式会社と当社グループ企業との間に重要な取引関係はありません。 同氏が取締役であった三菱重工業株式会社及び社外取締役を兼職する三菱商事株式会社と当社グループ銀行との間には預貸金取引等営業取引関係がありますが、当社グループ銀行の預金や貸出金等に占める取引の規模や性質に照らして、独立性に懸念はないと考えられることから、概要の記載は省略しております。	同氏は、企業経営者として豊富な経験と幅広い知見を有しており、中立の立場から客観的な監査意見等の表明を期待しております。また当社グループ企業との間に特別な利害関係はなく、業務執行における独立性を確保していることから、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会は効率的な情報収集を図るため、内部監査部門との十分な連携が必要となることから、監査等委員のうち1名を常勤の監査等委員に選定し、監査の実効性の向上に努めます。
 なお、業務執行と独立した監査等委員会室を設置し、監査等委員スタッフ1名を配置することにより監査等委員会及び監査等委員の業務の補助を行う体制といたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、会計監査人及び内部監査部門は、緊密な連携を保ち、積極的に意見交換・情報交換を行うことにより、各監査の実効性を高め、監査品質の向上に努めます。
 内部監査部門、監査等委員会には、リスク管理、コンプライアンス、ALM運営等、内部統制部門から定例的な報告がなされるとともに、内部統制部門から適時適切に情報入手する体制を確保いたします。
 また、会計監査人は、取締役会や内部統制に係る各種委員会の議事録の閲覧等を通じて継続的に情報を入手するほか、内部統制部門から適時適切に情報入手する体制を確保いたします。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	5	3	3	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	3	3	2	0	0	社外取締役

補足説明

取締役の選任・解任に係る事項を審議する機関として指名委員会、及び取締役の報酬に係る事項の審議を行う機関として報酬委員会を設置し、決定プロセスの客観性・透明性を高めております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指名しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
-------------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ付与に関する施策として、当社グループ銀行の業績連動型報酬及びストックオプション制度を導入しております。
(1) 当社グループ銀行の業績連動型報酬
当社グループ銀行の取締役の業績向上への意欲や士気をより高めるため、当期純利益を基準とした業績連動型報酬を平成23年度より導入しております。
なお、当社グループ銀行の社外取締役（監査等委員である取締役を含む）については、極端に功利主義的な経営判断を、俯瞰した立場から牽制することが期待されており、業績連動とは切り離れた報酬体系をとることが妥当と考えられるため、業績連動型報酬の対象とせず、全て確定金額報酬としております。

〈業績連動報酬枠〉
山口銀行
当期利益水準（単体）報酬枠
～60億円以下 0百万円
60億円超～90億円以下 20百万円
90億円超～120億円以下 30百万円
120億円超～150億円以下 40百万円
150億円超～180億円以下 50百万円
180億円超～210億円以下 60百万円
210億円超～240億円以下 70百万円
240億円超～ 80百万円

もみじ銀行

当期利益水準(単体) 報酬枠

～40億円以下 0百万円

40億円超～60億円以下 15百万円

60億円超～80億円以下 21百万円

80億円超～100億円以下 27百万円

100億円超～120億円以下 33百万円

120億円超～140億円以下 39百万円

140億円超～160億円以下 45百万円

160億円超～ 51百万円

北九州銀行

当期利益水準(単体) 報酬枠

～0億円以下 0百万円

0億円超～10億円以下 4百万円

10億円超～20億円以下 8百万円

20億円超～30億円以下 12百万円

30億円超～40億円以下 16百万円

40億円超～50億円以下 20百万円

50億円超～60億円以下 24百万円

60億円超～ 28百万円

(2) 当社グループ銀行の株式報酬型ストックオプション

当社の連結業績と株式価値との連動性を一層強めることにより、当社グループ銀行の取締役の当社連結業績向上へのインセンティブ効果並びに株主さまとの利益の共有による中長期の株主価値向上の経営意識を従来以上に高めるため、株式報酬型ストックオプション制度を平成23年度より導入しております。

なお、当社グループ銀行の社外取締役については本制度の対象としておりません。

1. 新株予約権の総数及び目的となる株式の種類および数

新株予約権の個数 4,000個を1年間の上限とする。

目的となる株数 普通株式400,000株を1年間の上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という)は100株とする。

なお、当社が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割、株式併合等により、付与株式数を変更することが適切な場合は、必要と認める調整を行う。

2. 新株予約権の払込金額(発行価額)

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割り当てに際して算定された新株予約権の公正価格を基準とした価額とする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行又は移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内とする。

5. 新株予約権の主な条件

対象者は、前記4の期間内において、当社グループ銀行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。

6. その他新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることとする。

ストックオプションの付与対象者



その他

該当項目に関する補足説明



当社グループ銀行の取締役(社外取締役を除く)

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況



個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明



当社の平成26年度における取締役および監査役の報酬は、取締役の年間報酬総額20百万円、うち社外取締役は6百万円、監査役の年間報酬総額28百万円、うち社外監査役は9百万円であります。なお、株主総会決議に基づく報酬限度額は、取締役月額25百万円、監査役月額5百万円以内であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役及び監査等委員である取締役の報酬につきましては、株主総会決議により確定金額報酬の報酬総額を決定しております。当社グループ銀行の取締役(社外取締役を除く)の報酬につきましては、当社グループ銀行の株主総会決議により確定金額報酬、業績連動型報酬及び株式報酬型ストックオプションのそれぞれの報酬総額を決定しております。当社グループ銀行の社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬につきましては、当社グループ銀行の株主総会決議により確定金額報酬の報酬総額を決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

・社外取締役(監査等委員である取締役を含む)
取締役会の開催に際しては内部監査部門やリスク管理、コンプライアンス、ALM運営等、内部統制部門から定例的に報告がなされるとともに、会計監査人による監査状況についても適宜報告がなされますが、社外取締役を含む全取締役に対し事前に説明の機会を設けるなど、十分な審議が行われる環境を整備いたします。さらに、社外取締役は、必要に応じて、内部監査部門や内部統制部門、会計監査人から直接情報を入手する体制を確保いたします。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)業務執行および監督等
取締役会は、代表取締役社長1名、専務取締役2名、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)、その他取締役3名(うち社外取締役1名)の計9名(男性9名)で構成され、当社の経営に関する重要事項について決議し、取締役の職務の執行を監督します。原則として毎月1回開催し、社長が議長を務めます。
当社は監査等委員会設置会社制度を採用しており、監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(男性3名。うち社外取締役2名)で構成されており、原則として毎月1回開催し、取締役の職務執行の監査、当社及び当社グループ企業の内部統制システムの構築及び運用状況の監視及び検証、並びに監査報告の作成を行います。また、社外取締役を中心とした監査等委員が取締役会において株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容の決定等に関して議決権を行使することを通じて、取締役の職務執行を監督します。
また、経営における重要なテーマにつきましては、内容に応じ各種委員会(グループコンプライアンス委員会、グループALM委員会、グループオペレーショナル・リスク管理委員会)を設置し、審議を行います。

(2)内部監査及び監査等委員会監査、会計監査の状況

1. 内部監査
当社の内部監査は、取締役会直轄とすることにより他の業務執行部門から独立性が担保された監査部が、社内の監査を実施し、その結果を取締役会、社長及び監査等委員会へ報告いたします。

2. 監査等委員会監査
監査等委員会は取締役の職務執行の監査、当社及び当社子会社の内部統制システムの構築及び運用の状況の監視及び検証、並びに監査報告の作成を行います。
また、会計監査人による会計監査の結果について報告を受け、会計監査の方法と結果についての相当性を検証しております。

3. 会計監査
有限責任あずさ監査法人が担当します。

(3)指名、報酬決定等
取締役の選任・解任に係る事項を審議する機関として指名委員会、及び取締役の報酬に係る事項の審議を行う機関として報酬委員会を設置し、決定プロセスの客観性・透明性を高めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記2の(1)から(3)の採用により、当社のガバナンス体制の適正性は確保されていると考え、現体制を採用しております。

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年6月26日開催の第9期定時株主総会の招集通知につきましては、株主の皆さまに早く招集通知をお届けするため、6月5日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第9期定時株主総会は、平成27年6月26日に実施しました。
電磁的方法による議決権の行使	第9期定時株主総会開催時より、一般株主の皆さま向け及び機関投資家の皆さま向けの議決権行使電子化を実施しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

株主総会

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年6月26日開催の第9期定時株主総会の招集通知につきましては、株主の皆さまに早く招集通知をお届けするため、6月5日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第9期定時株主総会は、平成27年6月26日に実施しました。
電磁的方法による議決権の行使	第9期定時株主総会開催時より、一般株主の皆さま向け及び機関投資家の皆さま向けの議決権行使電子化を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	第9期定時株主総会開催時より、議決権電子行使プラットフォームへの参加を実施し、機関投資家の皆さまの議決権行使環境向上に向けた取組みを行っております。
その他	株主総会における事業報告等の説明について、ビジュアル化を実施する等、株主の皆さまに対して分かりやすい説明となるよう努めております。

2. IRに関する活動状況

IR

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算および中間決算説明会を定期的に開催し、投資家の皆さま等の声を経営に適切に反映するよう努めております。	あり
IR資料のホームページ掲載	山口フィナンシャルグループホームページに資料を公開しております。(http://www.ymfg.co.jp/)公開資料: 決算短信、ディスクロージャー誌、アニュアルレポート、有価証券報告書、IRカレンダー、IRプレゼンテーション資料等	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する担当部署を設置し、担当者を配置しております。	
その他	海外を含め投資家の皆さまやアナリストの皆さまへの個別訪問、地元個人投資家の皆さま及び地元株主の皆さま向け会社説明会の開催。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

ステークホルダー

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社のグループビジョンにおいて、お客様の視点～最高のサービスと利便性の提供・株主さまの視点～新たな企業価値の創造・地域の視点～広がる地域の未来のために、地域の発展への貢献・従業員の視点～夢あふれる金融グループへの4つの視点でのミッションを定義しております。また、コンプライアンス最上位概念である行動憲章においても、ステークホルダーの声を受け止める努力を通じて、経営の健全性確保や金融サービスの質的向上に向けて、弛まぬ努力を重ねます。こうした考えに則って、カスタマーコミュニケーション部を設置し、お客様の声をより経営に反映できる体制としております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社および当社グループ銀行は環境省が展開する地球温暖化防止のため、環境に配慮した取組みとして、「クールビズ・ウォームビズ」や「全店一斉消灯日」「ノーマイカーデー」などを実施するとともに、森林整備活動を通じてCO2削減に取り組んでおります。また、山口銀行、もみじ銀行が県本部事務局となっております「小さな親切運動」の活動を支援するほか、スポーツ・文化事業も含めCSRにグループ企業あげて取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ホームページ・ディスクロージャー誌・IR活動等を通じて、幅広く情報開示を行うこととしております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況



当社グループの経営方針・戦略目標を実現するために、取締役会において「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定め、内部統制システムの構築・整備に取り組んでおります。また、その有効性と効率性を維持するとともに、継続的なモニタリングを通じて質の向上を図り、財務報告等を適正に作成し、財務報告を含めた当社の経営内容等を、適時適切に開示する態勢としております。

特に当社は、傘下に3つのグループ銀行を抱える金融グループとして、公共的使命や社会的責任を果たすことが極めて重要な責務であることをグループ内の共通認識とし、法令を遵守することはもとより高い企業倫理を実現するなど、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題として位置付け、実効性のあるコンプライアンスに真摯に取り組み、広く社会からの信頼を確立することを基本方針としております。

(1) 法令遵守態勢の整備

当社グループは、コンプライアンス態勢の確立や役職員への教育等を行うとともに、コンプライアンスに関する事項を一元管理する統括部署を設置し、全部署に配置しているコンプライアンス責任者・コンプライアンス担当者と連携して、コンプライアンスに係る問題の適切な運用・管理を行っております。

取締役会は、行動憲章、コンプライアンス規程を制定し、役職員への周知徹底を行うとともに、コンプライアンス態勢の改善・強化や違反行為の未然防止を徹底するための施策としてコンプライアンス・プログラムを年度ごとに策定し、進捗状況の報告を受けております。また、審議機関として社長を委員長とするグループコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス態勢の整備・強化やモニタリング等を行い、審議結果を取締役会へ報告し業務運営に反映しております。

さらに、コンプライアンス違反による不祥事の防止、リスクの早期発見、企業としての自浄機能の強化向上、コンプライアンス態勢の充実および社会的信頼の確保のため、内部通報制度であるコンプラ・ホットラインを設置し、内部通報基準・公益通報者保護基準に基づきその運用を行っております。また、平成27年5月にグループ内部通報基準を制定し、グループとして利用できる相談・通報窓口を新たに設置しております。

(2) リスク管理体制の整備

当社グループは、信用リスク、市場リスク、流動性リスクなどのさまざまなリスクを抱えながら業務運営を行っておりますが、これらのリスクは、経済・社会・金融環境などの変化により、多様化・複雑化していくことを踏まえて、リスク管理体制の強化を重要課題の一つとして捉え、健全性の維持・向上に努めております。

当社グループでは、共通したリスク管理規程を制定し、リスク管理に対する基本的な方針を明確にし、リスクごとに設置されるリスク管理主管部署・各リスク管理状況を統括するリスク管理統括部署および経営レベルでの審議を行うグループALM委員会、グループオペレーショナル・リスク管理委員会などの組織体制を整備するとともに、統一的な手法でリスク量を測定しリスク量に応じて資本配賦とコントロールを行う等リスク管理の高度化及び強化を進めております。またグループ内のリスク波及等に備えるため、当社の各リスク管理主管部署が、当社グループ銀行の主管部署と連携してグループ全体のリスク管理状況を把握し、総合的に管理する体制としております。

さらに、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機が発生する事態に備え、各種コンティンジェンシープランを制定し、危機管理態勢を構築しております。

(3) 情報管理体制の整備

取締役の取締役会における職務執行に係る情報については、取締役会規則に基づき、取締役会議事録を保存し管理しております。その他の職務執行に関する情報についても社内規程に基づき、適切な保存及び管理を行っております。

(4) 内部監査態勢の整備

当社グループでは、内部監査を、リスク管理を含む内部管理態勢等の適切性および有効性を客観的・公正に検証し、問題点等の改善方法の提言を行う一連のプロセスとして位置付けております。

この位置付けに沿って、当社グループはグループ統一の監査基本方針である内部監査規程を定め、業務執行部署から独立した内部監査部署がこの規程に則り、内部管理態勢等の適切性および有効性を客観的・公正に検証し、問題点等の改善方法の提言を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況



1. 反社会的勢力との取引排除に係る基本的な考え方

当社グループでは、反社会的勢力との一切の関係を遮断することは、金融グループとしての社会的責任と公共的使命であり、業務の適切性及び健全性を確保するために不可欠であることを十分認識し、「反社会的勢力への対応に係る基本方針」を定め、ホームページに掲載しています。

また、グループのコンプライアンスの最上位概念である「行動憲章」に、反社会的勢力とは断固として対決する姿勢を明示するとともに、「内部統制システムの構築に関する基本方針」において、取締役会は、反社会的勢力との関係を遮断し、断固として排除するための態勢を整備することを掲げています。

2. 反社会的勢力との取引排除に係る態勢整備について

当社グループでは、反社会的勢力への対応部署を各社のコンプライアンス統括部署とし、各部署に配置しているコンプライアンス責任者・担当者との連携により、反社会的勢力に係る情報収集・管理対応・報告態勢の強化を図っております。

当社グループの子銀行等においては、反社会的勢力との関係を遮断するために、融資取引に係る銀行取引約定書等や普通預金規定等の取引約款に、暴力団排除条項を導入するとともに、新規取引時の事前確認を徹底し、反社会的勢力に該当する場合は取引を謝絶しています。既存の取引が反社会的勢力との取引と判明した場合は、その取引の解消または圧縮に努めています。また、警察・暴力追放運動推進センター等との連携により、グループ会社で反社会的勢力に係る情報収集に努め、各社コンプライアンス統括部署においては、各部署からの報告をもとに当該情報の一元管理を行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無



なし

V その他

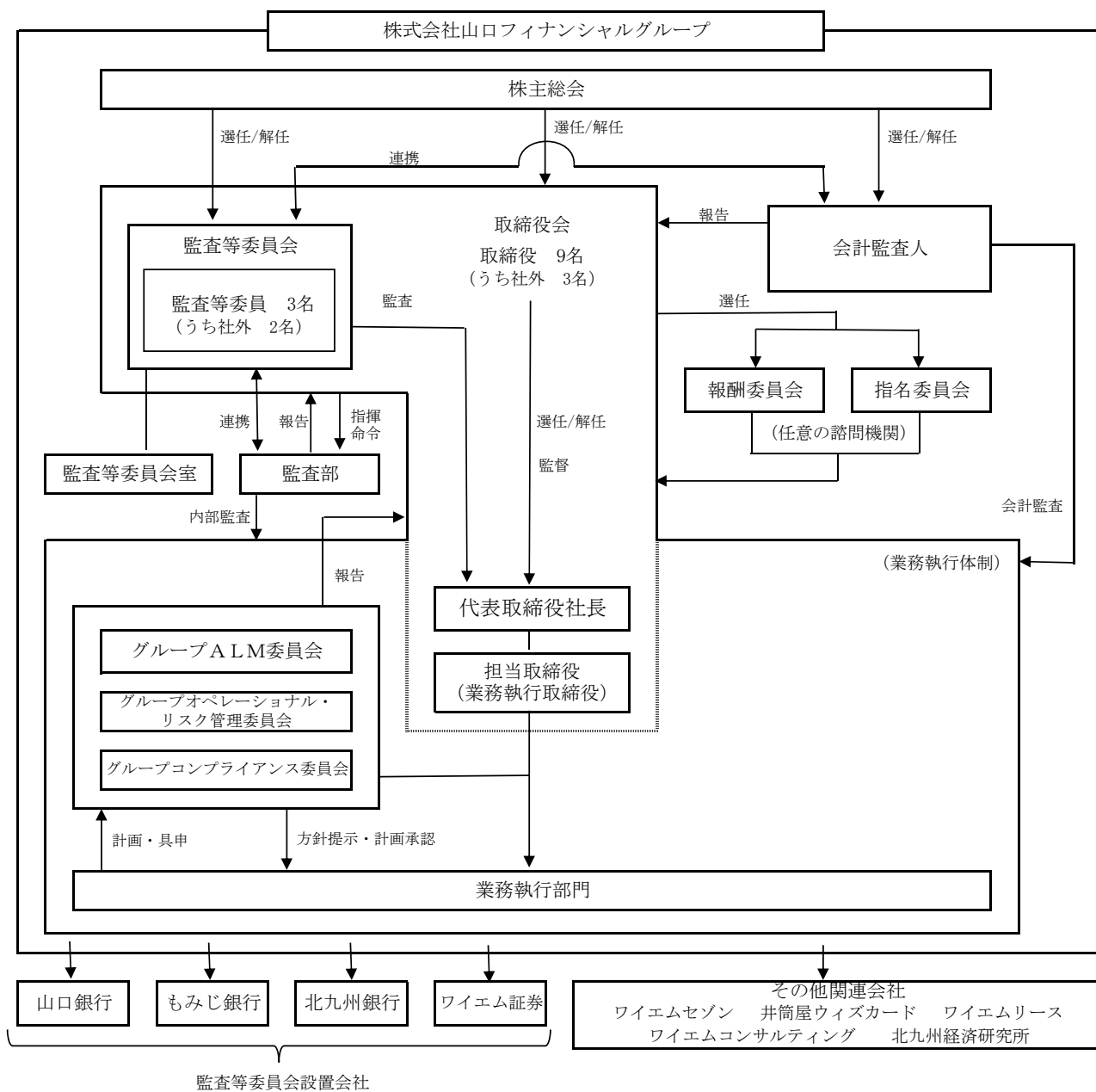
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(コーポレート・ガバナンス体制図)



＜当社グループの適時開示体制図＞

